

(別添1)

## 越百のしずく発電所電力受給及びPPA仕様書(案)

### 1 適用

この仕様書は、長野県企業局(以下「売渡人」という。)が所有する越百のしずく発電所(以下「発電所」という。)で発電する電力の売電及び〇〇(以下「需要家」という。)の指定する施設(以下「指定施設」という。)に対するPPAによる電力供給に適用する。

### 2 業務内容

#### (1) 概要

ア 売渡人は、発電所の発生電力から発電所内で使用する電力(以下「所内電力」という。)(発電所が送電停止中に必要とする所内電力を除く。)を除いた電力全てを〇〇(以下「小売電気事業者」という。)に売電するものとする。

イ 小売電気事業者は、受電した電力を、全量指定施設に対し、PPAによる電力供給を行う。

#### (2) 対象発電所

発電所名	越百のしずく発電所
所在地	上伊那郡飯島町七久保 3013-123
発電形式	水路式
電気方式	交流3相3線式
最大出力	1,500kW
周波数	60Hz
電圧	6kV
力率	95%
発電所運用に係る制約事項	異常出水に係る制約あり

#### <特記事項>

ア 発電所の最大出力は、売渡人の都合により変更となる場合がある。

イ 令和7年7月1日からの運転開始を予定しているが、この日までに運転開始できない場合は、売電期間変更の協議に応じること。

ウ 現在、FIT制度適用の認定を受けており、FIP制度適用への変更申請を行う予定である。FIP制度の適用日は令和7年7月1日を予定している。なお、FIP制度が適用にならなかった場合は、別途協議する。

エ 追加性電源の検証については、売渡人において実施し、令和7年3月までに完了する見込みである。

### 3 期間及び電力量

#### (1) 売電期間

令和7年7月1日0時から令和10年6月30日24時まで(3年間)

#### (2) 売電電力量

16,488千kWh(5,496千kWh/年×3年間)とする。

売渡人は、天候、保守作業、機器故障等により年間供給電力量に変動が生じても、発電した全量(ただし所内電力を除く。)を売却し、小売電気事業者は、全量購入するものとする。

また、発電量に変動が生じた場合でも、売渡人は補償金等一切の金銭的負担をしない。

なお、需要家が受電する電力量は、送電ロス分を減じたものとなる。

#### (3) 月別予定電力量

別表のとおり

#### 4 発電見込みの通知

売渡人は、小売電気事業者に対し、発電所の発電パターン及び1日の電力量予測値（以下「発電見込み」という。）を通知する。発電見込みの通知方法及び通知時刻については、売渡人と小売電気事業者との協議により定める。

なお、発電所は水路式であることから、河川からの取水量により発電量変動することから、通知した発電見込みと実績値とが相違する場合がある。

#### 5 発電の停止および制限

売渡人は、発電見込みの通知以降において、次の事由等により発電を停止又は制限し、また、発電パターンを変更できるものとする。なお、売渡人は、可能な範囲において、発電停止時間の縮小や事前の通知に努めるとともに、発電停止および制限が1週間以上に渡ると見込まれるときは、速やかに小売電気事業者へ通知するものとし、通知方法等は協議により別に定める。

- (1) 当該発電所の施設、設備の故障
- (2) 災害等が発生又は発生するおそれがある場合
- (3) 取水する河川の流量変動
- (4) 発電所又は取水口下流河川の公衆保安確保に関する要請
- (5) 送配電事業者からの要請
- (6) 送配電事業者が管理する送電線又は配電線の故障

#### 6 設備の点検、修繕等に伴う発電停止

売渡人は、設備の機能を維持するため、点検、修繕等（以下「点検等」という。）により発電を停止することがある。その場合、原則として、売渡人は発電停止日時等を小売電気事業者へ事前に通知する。通知の方法等は協議により別に定める。

#### 7 指定施設への電力供給

小売電気事業者は、令和7年7月1日午前0時から令和10年6月30日24時まで、受電した電力を、別添「PPA供給要領」により、全量指定施設に対してPPAによる電力供給を行うものとする。ただし、指定施設の停電等により余剰電力が生じた場合はこの限りではない。

#### 8 電力料金

##### (1) 電力料金の算定

##### ア 電力料金の算定方法

小売電気事業者が売渡人に支払う毎月の電力料金は、当該月の受給電力量に、提案のあった買取単価を乗じた額に消費税等相当額を加えた額とする。

$$\text{電力料金} = \text{当該月の受給電力量} \times \text{買取単価} + \text{消費税等相当額}$$

(注) 消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

##### イ 容量市場収入の取扱

発電所はF I P適用のため、容量市場には不参加である。

##### ウ 系統連携受電サービス料金の取扱

発電所は令和6年3月31日以前にF I T認定を受けているため、系統連携受電サービス料金

の支払対象外である。

#### エ F I Pプレミアムの取扱い

F I P発電所に関して支払われる供給促進交付金（プレミアム）については、すべて売渡人に属するものとする。

#### (2) 電力料金の支払

原則として、売渡人は(1)により算定した電力料金を検針日の翌月の10日までに小売電気事業者に請求し、小売電気事業者は、請求の日から10日以内（以下「支払期日」という。）に売渡人に支払うものとする。なお、小売電気事業者は、支払期日までに料金を納付しない場合は、その延滞日数につき、所定の遅延利息を加算して、売渡人に支払う。

### 9 その他

#### (1) 託送供給等の契約

小売電気事業者は、託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約に係る売電が遅滞なく行えるよう、速やかに小売電気事業者の負担で必要な契約を締結すること。

#### (2) 取引用計量器からの通信線等の接続

小売電気事業者の希望により、発電所内に設置した取引用計量器の計量データを必要とする場合は、事前に売渡人の承諾を受けたうえで、工事を行うことができる。ただし、本契約が満了又は解除した場合は速やかに原状回復するものとする。このための設置及び撤去に係る費用は全て小売電気事業者の負担とする。

#### (3) 契約期間満了時における引継ぎ事務

小売電気事業者は、この契約の期間満了又は解除があった場合には、次に売渡人と契約を締結する者に対して、名義の変更、託送供給の契約等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

#### (4) 守秘義務

小売電気事業者は、本契約上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後においても同様とする。

また、小売電気事業者は、契約図書及び関係図書を契約の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

#### (5) インバランス対応

小売電気事業者がインバランスに関する対応（バランスンググループの形成やインバランス調整、インバランス料金の負担など）を行うものとする。

#### (6) 電力広域的運営推進機関への手続

発電計画、作業停止計画など電力広域的運営推進機関への提出その他手続の全ては、小売電気事業者が行う。

#### (7) 非化石価値

本契約には、非化石価値を含むものとする。

#### (8) 給電申合書の作成

売渡人及び小売電気事業者は、電力の受給に関する運用を円滑に行うため、必要事項を定めた申合書を双方協議のうえ作成、締結する。

#### (9) 県施策への貢献・地域貢献事業等の計画

需要家は、令和7年6月30日までに、企画提案書に記載した県施策への貢献・地域貢献事業等の実施計画を売渡人に提出する。

#### (10) 県施策への貢献・地域貢献事業等の実施報告

需要家は、(9)で提出した計画について、令和8年8月31日以降毎年8月31日までに、1年ごとの実施状況について、売渡人に報告するものとする。

## 別表

## 月別予定電力量

[千 kWh]

月	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
4		718	718	718
5		546	546	546
6		524	524	524
7	753	753	753	
8	414	414	414	
9	441	441	441	
10	435	435	435	
11	344	344	344	
12	303	303	303	
1	175	175	175	
2	297	297	297	
3	546	546	546	
上期計	1,608	3,396	3,396	1,788
下期計	2,100	2,100	2,100	
年計	3,708	5,496	5,496	1,788

(別添)

## PPA供給要領（案）

### 1 定義

- (1) 売渡人 長野県企業局
- (2) 小売電気事業者 ○○
- (3) 需要家 ○○
- (4) PPA 売渡人が発電した電力を小売電気事業者を通して需要家に供給すること

### 2 PPAの電源の供給方法

- (1) 売渡人は、小売電気事業者がPPAに用いるため、越百のしづく発電所で発電した電力を小売電気事業者に供給する。
- (2) 小売電気事業者は、(1)により供給された電力を、需要者が指定する施設にPPA供給する。

### 3 供給期間

令和7年7月1日0時から令和10年6月30日24時まで

### 4 供給施設概要

- (1) 供給場所 ○○
- (2) 用途 ○○

### 5 供給施設仕様

#### (1) 電力供給条件

- ア 供給電気方式 ○○
- イ 標準電圧 ○○
- ウ 計量電圧 ○○
- エ 標準周波数 ○○
- オ 受電方式 ○○
- カ 非常用自家発電設備 ○○

#### (2) 契約電力、予定供給電力量等

##### ア 契約電力

(ア) 一般送配電事業者との契約電力  
○○kWとする。

(イ) 小売電気事業者と需要家との契約電力  
○○kWとする。

##### イ 契約期間中の予定供給電力量、計画需要電力量

(ア) 計画送電電力量（送電による損失率分を含む。）  
16,488千kWhとする。

(イ) 計画需要電力量  
○○千kWhとする。

##### ウ 予備電力

（必要に応じて記載）